

28消安第2005号

28生畜第 591号

28政統第 678号

平成28年8月8日

全国稲作経営者会議会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

消費・安全局畜水産安全管理課長

生産局畜産部飼料課長

政策統括官付穀物課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、御留意の上、貴職傘下の会員又は組合員に対する周知・徹底の御協力をお願いします。

<問合せ・連絡先>

消費・安全局

農産安全管理課農薬対策室農薬検査班（内線4503）

畜水産安全管理課飼料安全基準班（内線4546）

生産局

畜産部飼料課飼料生産計画班（内線4916）

政策統括官付穀物課穀物安定供給対策班（内線4846）

電話（代表）03-3502-8111

(参考説明)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」
の一部改正について

- 1 飼料用米を粳米のまま家畜に給与することについては、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）により、以下の有害物質の低減対策を指導してきたところ。
 - (1) 飼料用米について、出穂期以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
 - (2) 粳米を家畜に給与する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控えること。

- 2 今般、飼料米に使用される農薬の成分（ジノテフラン、ピロキロン及びニテンピラム）については、1の低減対策を要しない農薬の成分として通知に加えるとともに、これらの農薬の成分を含む農薬の種類を通知の別紙に加える。

2 1 消 安 第 6 5 8 号
2 1 生 畜 第 2 2 3 号
平成 2 1 年 4 月 2 0 日
消費・安全局 農産安全管理課長
畜水産安全管理課長
生産局 農業生産支援課長
畜産部畜産振興課長

改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号
改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号
改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号
改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号
改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号
最終改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号

飼料として使用する粳米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂期以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

- 1 飼料用米について、出穂期以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
- 2 粳米を家畜に給与する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控えること。
- 3 ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。
ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキシソリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテブラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、これらの農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。



○殺虫剤

BPMC乳剤
BPMC粉剤
BPMC・PAP粉剤
PAP乳剤
PAP粉剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフエン水和剤
エチプロール・シラフルオフエン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
ジノテフラン液剤
ジノテフラン剤
ジノテフラン水溶剤
ジノテフラン粉剤
ジノテフラン粒剤
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤
シラフルオフエン乳剤
シラフルオフエン粉剤
チアメトキサム水和剤
ニテンピラム水溶剤
ニテンピラム粉剤
ニテンピラム粒剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・BPMC乳剤
マラソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
イソチアニル粒剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤
イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・ピロキロン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤

オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
クロチアニジン・フラメトピル粒剤
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤
ジノテフラン・フラメトピル粒剤
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロンのカルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤
アジムスルフロンのシハロホップブチルの粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤
シハロホップブチルの乳剤
シハロホップブチルの粒剤
フルセトスルフロンの水和剤
フルセトスルフロンの粒剤
ペノキススラムの水和剤

以上